

情報提供ネットワークシステム等、  
情報提供等記録開示システム及び情報保護評価書  
受付システム調達計画書

(区分：最適化対象外の新規の情報システムの構築)

特定情報システムの該当 (有)

平成 26 年 11 月

内閣官房 社会保障改革担当室

## 目 次

<b>1. 業務の概要</b> .....	<b>1</b>
<b>2. 調達計画</b> .....	<b>4</b>
(1) 設計・開発する情報システムの方式.....	4
(2) 設計・開発の工程における分離調達の内容.....	6
(3) ハードウェアとソフトウェアとの分離調達の内容.....	6
(4) 設計・開発等の工程、運用の工程及び保守の工程の分離調達の内容.....	7
(5) 設計・開発等の工程の管理及び調達仕様書案の作成支援に関する内容.....	7
(6) 調達するソフトウェアに関する留意事項.....	8
(7) 全工程のスケジュール.....	9
<b>3. その他</b> .....	<b>15</b>
(1) 評価方式.....	15
(2) 契約形態.....	15
(3) 知的財産権の取扱.....	16
(4) 入札制限.....	17
(5) 制約条件等.....	18
<b>4. 妥当性証明</b> .....	<b>19</b>
(1) 調達担当課室の長.....	19
(2) 番号制度推進管理補佐官.....	19
<b>5. 窓口連絡先</b> .....	<b>19</b>
<b>6. 調達計画書の改定方針</b> .....	<b>19</b>

## 1. 業務の概要

社会保障・税に関わる番号制度については、導入に向けた検討が重ねられてきたが、平成 25 年 3 月 1 日に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律案」及び関係法律案が閣議決定の上、国会に提出され、同年 5 月 24 日に可決・成立したところである（平成 25 年法律第 27 号）（以下「番号法」という。）。

番号法では、特定の個人及び法人を識別するという番号の機能を活用するとともに、情報システムを運用することで、効率的な情報の管理・利用、他の機関との迅速な情報の授受を行うこととされており、これらにより国民が行う手続きの簡素化等を図ることとされている（番号法第 1 条）。

また、番号法は、第 2 条第 14 項に規定する情報提供ネットワークシステムその他これに準ずる情報システムを利用して、迅速かつ安全に、個人番号及び法人番号の有する特定の個人及び法人等を識別する機能を活用して異なる分野の情報の授受を行い、当該情報を共有することによって、社会保障制度、税制その他の行政分野における給付と負担の適切な関係の維持に資すること及び個人又は法人等から提出された情報については、これと同一の内容の情報の提出を求めることを避け、国民の負担の軽減を図ることを実現することを基本理念の 1 つとしている（番号法第 3 条第 1 項第 2 号、第 3 号）。

これらを実現するために、情報提供ネットワークシステム及びその他の必要なシステムを構築することが求められる。

内閣官房では、平成 29 年 1 月からの国の機関間における情報提供及び平成 29 年 7 月からの地方公共団体との情報提供の開始に向けて、以下の 3 システムを構築する予定である。

- ・情報提供に用いられる個人を特定するための符号の付番、変換及び情報提供の許可を行う機能、情報照会者及び情報提供者との接続のための機能等を有する「情報提供ネットワークシステム」
- ・情報提供ネットワークシステムを介して行われる情報提供に係る監視、監督の機能等を有する「監視・監督システム」
- ・自己の情報提供等記録や自己情報を確認する機能等を有する「情報提供等記録開示システム」

さらに、内閣官房では、国、地方公共団体等の機関における円滑な情報保護評価の実施を目的として、インターネットを通じて情報保護評価書を受け付け、一般公開を代行するシステムであり、特定個人情報保護委員会の WEB サイトとしての機能も有する情報保護評価書受付システムを構築する予定である。

なお、後述する「2. 調達計画（3）ハードウェアとソフトウェアとの分離調達の

内容」で示すとおり、情報提供ネットワークシステムの設計・開発とともに、監視・監督システムの設計・開発を併せて行うことから、本調達計画書においては、これら2つのシステムを総称して「情報提供ネットワークシステム等」という。

情報提供ネットワークシステム等及び情報提供等記録開示システム並びに情報保護評価書受付システムの構成を図 1-1 に示す。

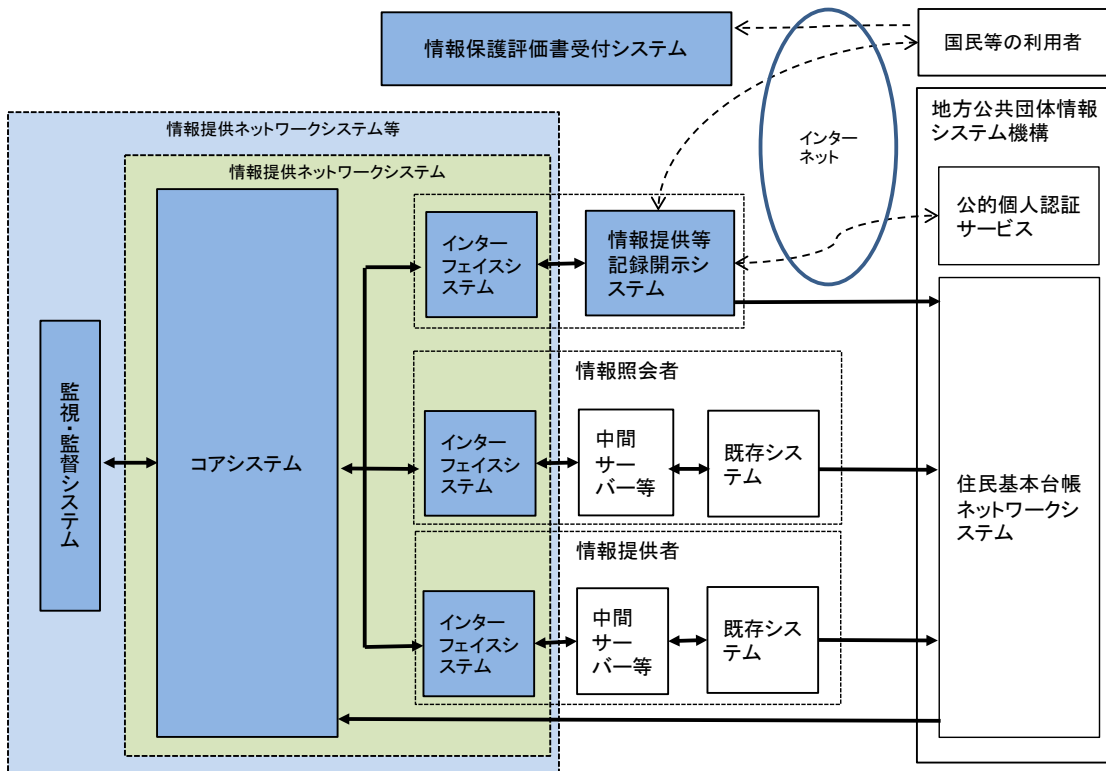


図 1-1 情報提供ネットワークシステム等及び情報提供等記録開示システム並びに情報保護評価書受付システムの構成

また、現時点で想定する接続対象機関数を表 1-1 に示す。

表 1-1 接続機関の種類別の内訳 (平成 26 年 9 月時点)

項番	接続機関の種類	想定接続機関数
1	都道府県	94
2	市町村	3,482
3	厚生労働省 (国直轄)	3
4	厚生労働省 (医療保険者)	1,655
5	総務省	67
6	財務省	24
7	農林水産省	2
8	文部科学省	3
9	国税庁	1
10	合計	5,331

※ 都道府県、市町村については教育委員会を含む。



表 2-1 情報システムの機能概要

システム名称		分類	機能概要
情報提供ネットワークシステム等	情報提供ネットワークシステム	個別機能	特定個人情報 <sup>1</sup> の提供の求めを行う国、地方公共団体等の機関の情報照会者 <sup>2</sup> の求めに応じ、同じく国、地方公共団体等の機関からなる情報提供者 <sup>3</sup> が特定個人情報の提供と情報提供等記録開示システムを通じて行われる本人の特定個人情報に係る開示を行うためのインフラストラクチャとなるものであり、コアシステムとインターフェイスシステムから構成される。
	コアシステム		情報提供に用いられる個人を特定するための符号 <sup>4</sup> の付番、変換及び情報提供の許可を行う機能を有する。また、情報提供等記録開示システムにおける情報提供等記録表示サービスに対して、コアシステムに保存された情報提供等記録 <sup>5</sup> から対象の情報提供等記録を特定、抽出し、情報提供等記録開示システムに提供する機能を有する。さらに、情報提供等記録開示システムにおける自己情報 <sup>6</sup> 表示及びお知らせ情報表示に対して、情報提供者から情報提供等記録開示システムへ情報が提供される際の情報の中継を行う機能を有する。
	インターフェイスシステム		コアシステムと国、地方公共団体等の機関との接続を行う機能を有する。
	監視・監督システム	個別機能	特定個人情報保護委員会が情報提供に係る監視、監督等を行うための機能を有する。

<sup>1</sup>： 個人番号（個人に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であって、住民票コード以外のものを含む。）をその内容に含む個人情報を指す。

<sup>2</sup>： 番号法第 19 条第 7 号に規定された情報照会者及び同条第 14 号の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報の提供を求める者を指す。

<sup>3</sup>： 情報照会者の特定個人情報の提供の求めに応じて、当該特定個人情報を提供する者及び同法附則第 6 条第 6 項の規定により、情報を開示又は提供する者を指す。

<sup>4</sup>： コアシステムにおいて、個人を一意に特定するために使用される住民票コードから生成した符号を指す。

<sup>5</sup>： 番号法 19 条第 7 号及び第 14 号の規定による情報照会者と情報提供者との間で行った、特定個人情報の提供の求め及び提供に係る記録を指す。

<sup>6</sup>： 自己を本人（個人情報によって識別される特定の個人）とする個人情報を指す。

システム名称	分類	機能概要
情報提供等記録開示システム	個別機能	①情報提供等記録表示、②自己情報表示、③お知らせ情報表示、④ワンストップサービスの4つの主要なサービスを提供する。 なお、本調達計画書の範囲は①～③とする。
情報保護評価書受付システム	個別機能	インターネットを通じた評価書の受付、評価書を公開する機能を有する。 ※新設される特定個人情報保護委員会のWEBサイトを含むものとする。

(注) 情報照会者又は情報提供者となる国、地方公共団体等の機関は、情報提供ネットワークシステム等及び情報提供等記録開示システムの開発スケジュールを考慮して、必要なシステム開発等を実施するものとする。

## (2) 設計・開発の工程における分離調達の内容

情報提供ネットワークシステム等及び情報提供等記録開示システムの設計・開発等については、工程ごとに調達を分割することによるボトルネック（分割された工程を担当する異なる事業者間の調整や隙間作業の発生等）の回避を第一優先とし、基本設計工程からテスト工程までを一つの調達単位とする。

また、情報提供等記録開示システムは、国民が番号法に規定された国民向けのサービスの提供を受けるための根幹であること等から、その重要性に鑑み、セキュリティ確保の観点から妥当性の検証を行うことを想定しており、具体的な業務内容については、今後、検討を行うこととしている。

なお、情報保護評価書受付システムは、情報保護評価制度の運用開始以降、平成27年1月には運用開始を予定しているため、可能な限り速やかに稼動する必要がある。そのため約10ヶ月間と短期間で設計・開発を行う必要があるため、工程間のオーバーヘッドが発生してしまう分離調達を行わず、一括調達とする。

## (3) ハードウェアとソフトウェアとの分離調達の内容

情報提供ネットワークシステム等及び情報提供等記録開示システムのテスト環境及び本番環境を構成するハードウェア（オペレーティングシステム、ミドルウェア等のハードウェアと不可分な既成ソフトウェアを含む。）とソフトウェア（本調達計画書に基づいて設計・開発を行うアプリケーションソフトウェア）は分離して調達する。アプリケーションソフトウェアは、それぞれ分離して調達を行うものとする。ただし、監視・監督システムについては、当該システムに必要とされる機能が情報提供ネットワークシステムと共通する機能もあることから、効率的にシステ



ム開発を行うため、情報提供ネットワークシステムと併せて調達を行う。したがって、アプリケーションソフトウェアの調達は、情報提供ネットワークシステム等（監視・監督システムを含む）、情報提供等記録開示システム及び情報保護評価書受付システムの3つに分けて分離調達を行うものとする。

インターフェイスシステムのハードウェアについては、コスト低減の観点から、集約化することを予定しており、それら資源を設置、運用するセンター・バックアップセンターも含めて、インターフェイスシステム集約 ASP 整備業務として調達を行うため、アプリケーションソフトウェアとは分離調達する。

また、コアシステム、監視・監督システム及び情報提供等記録開示システムのハードウェアについては、機器の設置、運用するセンター・バックアップセンターを調達した上で、機器等を調達することとし、アプリケーションソフトウェアとは分離して調達する。

なお、情報保護評価書受付システムのハードウェアについては、大部分を政府共通プラットフォームが提供する各種資源を利用する。そのため情報保護評価書受付システムは、アプリケーションソフトウェア、ハードウェア（政府共通プラットフォーム提供分）、ハードウェア（独自調達分）から構成される。ハードウェア（政府共通プラットフォーム提供分）については、政府共通プラットフォーム側で調達を行うことを前提とし、アプリケーションソフトウェアとハードウェア（独自調達分）については、ハードウェア（独自調達分）が極小規模であることから一括調達とする。

#### **（４） 設計・開発等の工程、運用の工程及び保守の工程の分離調達の内容**

本調達計画書に示す設計・開発等業務においては、設計・開発から移行（導入）までの工程と、運用及び保守の工程は分離して調達する。

#### **（５） 設計・開発等の工程の管理及び調達仕様書案の作成支援に関する内容**

情報提供ネットワークシステム等、情報提供等記録開示システム及び情報保護評価書受付システムの構築に当たっては、発注者の立場でプロジェクト管理の支援を行うための工程管理支援業者を調達する。工程管理支援業者は、発注者の立場で情報提供ネットワークシステム等、情報提供等記録開示システム及び情報保護評価書受付システムの設計・開発等に携わる各事業者間の調整及びプロジェクト全体のスケジュール管理等を行うとともに、委託期間内に実施される情報提供ネットワークシステム等及び情報提供等記録開示システムにおける品質検証業務及びインターフェイスシステム集約 ASP 整備業務等の調達に係る調達仕様書案の作成を支援する。

また、基本設計、詳細設計、開発及び単体テスト工程を中心に、品質指標を基にセキュリティや性能に関するチェックを行う等、確実な後続工程の実現に向けた助言を行うものとする。

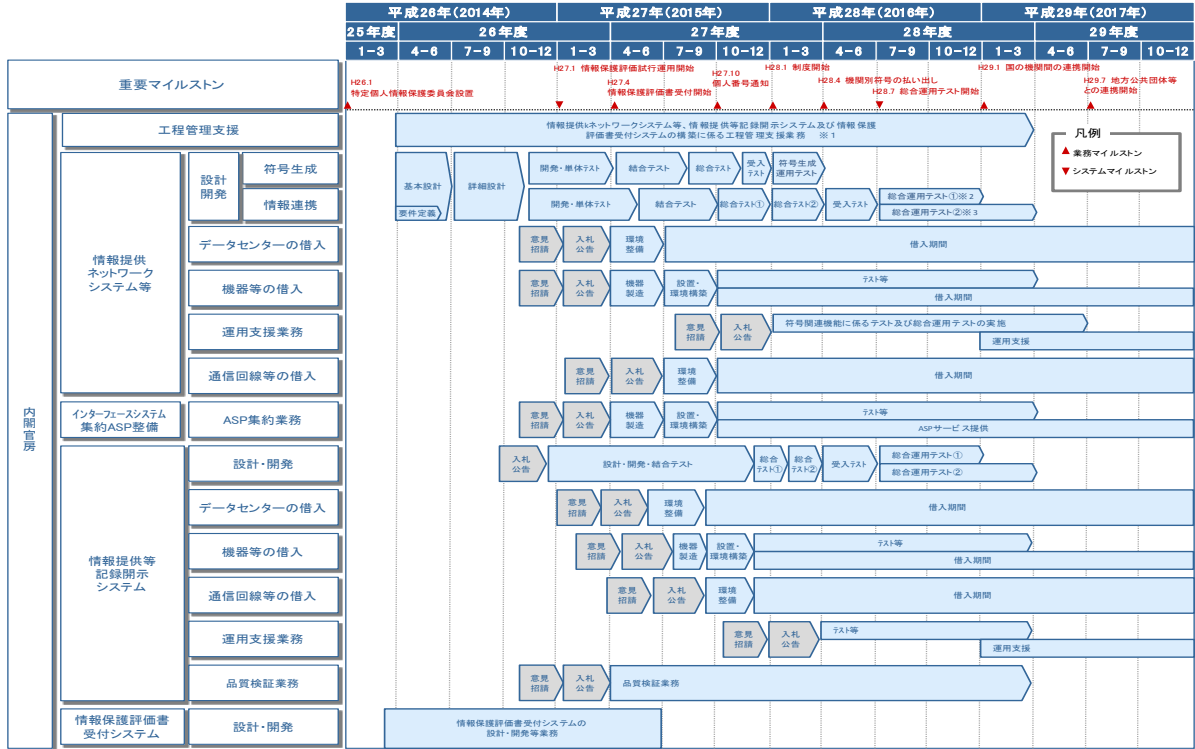
また、仕様調整や総合運用テスト、サービス開始に向けた準備等、関係省庁や地方公共団体との各種調整も行うものとする。

#### **(6) 調達するソフトウェアに関する留意事項**

調達するアプリケーションソフトウェアについては、当該アプリケーションソフトウェアが特定のハードウェアを動作条件とするものとならないよう考慮する。また、システム開発事業者以外の他の事業者の参入可能性を担保しつつ、調達したシステムのメンテナンスの継続性や保守に係る柔軟性を確保するため、パッケージ製品（ここでは、市場で流通し、内部を改変せずに利用され、定められた期間内の保守とサポートが提供され、システム開発事業者及びその関連事業者以外の事業者における複数の稼動実績を有することを証明できるソフトウェア等を指す。）を適用した部分を除き、システム開発事業者以外による改変が可能な取扱いとする。

## (7) 全工程のスケジュール

情報提供ネットワークシステム等及び情報提供等記録開示システム並びに情報保護評価書受付システムの構築等に係る全体のスケジュール及び予定する調達区分を図2-2に示す。



- ※1 工程管理支援業務では、工程管理支援業務に加え、仕様調整、総合運用テスト、サービス開始に向けた準備等、関係省庁や地方公共団体との各種調整支援も行うものとする。
- ※2 H29年1月からの国の機関間の連携を目的とした運用テスト
- ※3 H29年7月からの地方公共団体との連携を目的とした運用テスト

図 2-2 情報提供ネットワークシステム等及び情報提供等記録開示システム並びに情報保護評価書受付システムの全体スケジュール（予定）

各調達のスケジュールは以下のとおりとする。

① 情報提供ネットワークシステム等、情報提供等記録開示システム及び情報保護評価書受付システムの構築に係る工程管理支援業務

業務内容	工程管理支援業者は、発注者の立場で情報提供ネットワークシステム等、情報提供等記録開示システム及び情報保護評価書受付システムの設計・開発等に携わる各事業者間の調整及びプロジェクト全体のスケジュール管理等を行うとともに、委託期間内に実施される情報提供ネットワークシステム等及び情報提供等記録開示システムにおける品質検証業務及びインターフェイスシステム集約 ASP 整備業務等の調達に係る調達仕様書案の作成を支援する。また、基本設計、詳細設計、開発及び単体テスト工程を中心に、セキュリティや性能に関するチェックを行う等、確実な後続工程の実現に向けた助言を行うものとする。加えて、仕様調整や総合運用テスト、サービス開始に向けた準備等、関係省庁や地方公共団体との各種調整も行うものとする。	
意見招請	官報公示	平成 25 年 11 月（実施済）
	意見提出期限	平成 25 年 11 月（実施済）
入札公告	官報公示	平成 25 年 12 月（実施済）
	提案書提出期限	平成 26 年 2 月（実施済）
	落札事業者決定	平成 26 年 3 月（実施済）

② 情報提供ネットワークシステム等の設計・開発等業務

業務内容	情報提供ネットワークシステム等の設計、開発、テスト、教育等の作業を実施する。同システムの保守及び運用開始までに保守及び運用事業者と同システムの保守及び運用に係る引継ぎ等を行う。	
意見招請	官報公示	平成 25 年 11 月（実施済）
	意見提出期限	平成 25 年 12 月（実施済）
入札公告	官報公示	平成 26 年 1 月（実施済）
	提案書提出期限	平成 26 年 3 月（実施済）
	落札事業者決定	平成 26 年 3 月（実施済）

③ 情報提供ネットワークシステム等に係るデータセンターの借入

業務内容	情報提供ネットワークシステム等の機器等の設置に必要なスペースの提供を行う。	
意見招請	官報公示	平成 26 年 12 月
	意見提出期限	平成 27 年 1 月
入札公告	官報公示	平成 27 年 1 月
	提案書提出期限	平成 27 年 3 月
	落札事業者決定	平成 27 年 4 月

④ 情報提供ネットワークシステム等に係る機器等の借入

業務内容	情報提供ネットワークシステム等に係る機器等を提供するとともに導入・設置等を行う。	
意見招請	官報公示	平成 26 年 12 月
	意見提出期限	平成 27 年 1 月
入札公告	官報公示	平成 27 年 1 月
	提案書提出期限	平成 27 年 3 月
	落札事業者決定	平成 27 年 4 月

⑤ 情報提供ネットワークシステム等に係る運用支援業務

業務内容	情報提供ネットワークシステム等の運用業務を実施する。	
意見招請	官報公示	平成 27 年 8 月
	意見提出期限	平成 27 年 9 月
入札公告	官報公示	平成 27 年 10 月
	提案書提出期限	平成 27 年 12 月
	落札事業者決定	平成 28 年 1 月

⑥ インターフェイスシステム集約 ASP 整備業務

業務内容	地方公共団体の連携に当たりインターフェイスシステムを集約し、LGWAN-ASP としてサービス提供するための整備を行う。インターフェイスシステムのアプリケーションが動作するためのサービス設計、設定作業及び障害対応等を予定しているが、具体的な業務内容については今後検討予定。	
意見招請	官報公示	平成 26 年 12 月
	意見提出期限	平成 27 年 1 月
入札公告	官報公示	平成 27 年 1 月
	提案書提出期限	平成 27 年 3 月
	落札事業者決定	平成 27 年 4 月

⑦ 情報提供ネットワークシステム等に係る通信回線等の借入

業務内容	情報提供ネットワークシステム等が接続する通信回線の提供を行う。	
意見招請	官報公示	平成 27 年 2 月
	意見提出期限	平成 27 年 3 月
入札公告	官報公示	平成 27 年 4 月
	提案書提出期限	平成 27 年 6 月
	落札事業者決定	平成 27 年 7 月

⑧ 情報提供等記録開示システムの設計・開発等業務

業務内容	情報提供等記録開示システムの設計、開発、テスト、教育等の作業を実施する。同システムの保守及び運用開始までに保守及び運用事業者と同システムの保守及び運用に係る引継ぎ等を行う。	
意見招請	官報公示	平成 26 年 4 月（実施済）
	意見提出期限	平成 26 年 4 月（実施済）
入札公告	官報公示	平成 26 年 10 月（実施済）
	提案書提出期限	平成 26 年 12 月
	落札事業者決定	平成 26 年 12 月

⑨ 情報提供等記録開示システムに係るデータセンターの借入

業務内容	情報提供等記録開示システムの機器等の設置に必要となるスペースの提供を行う。	
意見招請	官報公示	平成 27 年 1 月
	意見提出期限	平成 27 年 2 月
入札公告	官報公示	平成 27 年 3 月
	提案書提出期限	平成 27 年 5 月
	落札事業者決定	平成 27 年 6 月

⑩ 情報提供等記録開示システムに係る機器等の借入

業務内容	情報提供等記録開示システムに係る機器等を提供するとともに導入・設置等を行う。	
意見招請	官報公示	平成 27 年 2 月
	意見提出期限	平成 27 年 3 月
入札公告	官報公示	平成 27 年 4 月
	提案書提出期限	平成 27 年 6 月
	落札事業者決定	平成 27 年 7 月

⑪ 情報提供等記録開示システムに係る通信回線等の借入

業務内容	情報提供等記録開示システムが接続する通信回線の提供を行う。	
意見招請	官報公示	平成 27 年 4 月
	意見提出期限	平成 27 年 5 月
入札公告	官報公示	平成 27 年 6 月
	提案書提出期限	平成 27 年 8 月
	落札事業者決定	平成 27 年 9 月

⑫ 情報提供等記録開示システムに係る運用支援業務

業務内容	情報提供等記録開示システムの運用業務を実施する。	
意見招請	官報公示	平成 27 年 11 月
	意見提出期限	平成 27 年 12 月
入札公告	官報公示	平成 28 年 1 月
	提案書提出期限	平成 28 年 3 月
	落札事業者決定	平成 28 年 4 月

⑬ 情報提供ネットワークシステム等及び情報提供等記録開示システムにおける品質検証業務

業務内容	情報提供ネットワークシステム等及び情報提供等記録開示システムを対象に、セキュリティ、ユーザビリティ、プライバシー等の観点で品質検証を行う。また、コーディング規約等各種開発標準への準拠性をアプリケーションソフトウェア品質特性及び情報セキュリティの観点から、開発規模、実装の妥当性を検証するとともに、特定の事業者しか調達、役務対応できない製品の利用となる等ベンダーロックインとなるような開発要素の混入排除等を行うことを想定しているが、具体的な業務内容については今後検討予定。	
意見招請	官報公示	平成 26 年 11 月
	意見提出期限	平成 26 年 12 月
入札公告	官報公示	平成 27 年 1 月
	提案書提出期限	平成 27 年 3 月
	落札事業者決定	平成 27 年 4 月

⑭ 情報保護評価書受付システムの設計・開発等業務

業務内容	情報保護評価書の受付機能の設計・開発、特定個人情報保護委員会ホームページの設計・開発及び政府共通プラットフォーム上におけるシステム稼動環境整備等を行う。	
意見招請	官報公示	平成 25 年 11 月（実施済）
	意見提出期限	平成 25 年 12 月（実施済）
入札公告	官報公示	平成 25 年 12 月（実施済）
	提案書提出期限	平成 26 年 2 月（実施済）
	落札事業者決定	平成 26 年 3 月（実施済）



### 3. その他

#### (1) 評価方式

各調達は原則として、一般競争入札（総合評価落札方式）で行うものとする。

#### (2) 契約形態

調達単位ごとの契約形態を表 3-1 に示す。

なお、各調達は国庫債務負担行為による複数年度契約とする。

表 3-1 契約形態

No	対象調達	契約形態
1	情報提供ネットワークシステム等、情報提供等記録開示システム及び情報保護評価書受付システムの構築に係る工程管理支援業務	請負契約
2	情報提供ネットワークシステム等の設計・開発等業務	請負契約
3	情報提供ネットワークシステム等に係るデータセンターの借入	賃貸借契約
4	情報提供ネットワークシステム等に係る機器等の借入	賃貸借契約
5	情報提供ネットワークシステム等に係る運用支援業務	請負契約
6	インターフェイスシステム集約 ASP 整備業務	請負契約
7	情報提供ネットワークシステム等及びインターフェイス集約 ASP 整備業務に係る通信回線等の借入	賃貸者契約
8	情報提供等記録開示システムの設計・開発等業務	請負契約
9	情報提供等記録開示システムに係るデータセンターの借入	賃貸借契約
10	情報提供等記録開示システムに係る機器等の借入	請負契約
11	情報提供等記録開示システムに係る通信回線等の借入	賃貸借契約
12	情報提供等記録開示システムに係る運用支援業務	請負契約
13	情報提供ネットワークシステム等及び情報提供等記録開示システムにおける品質検証業務	請負契約
14	情報保護評価書受付システムの設計・開発等業務	請負契約

### (3) 知的財産権の取扱

請負者が、請負業務を実施する過程において発生する知的財産権（知的財産基本法（平成14年12月4日法律第122号）第2条第2項参照）の取扱は個別の契約内容によることとする。ただし、請負者が請負業務を実施する過程において発生する著作権（著作権法（昭和45年5月6日法律第48号）第21条から第28条までに定める権利をいう。）については発注者に帰属するものとし、著作者人格権（同法第18条から第20条までに定める権利をいう。）については、請負者はこれを行わないものとする。

なお、各調達により条件等が異なる場合があるため、詳細は各調達仕様書を参照すること。

#### (4) 入札制限

事業者の選定については、一般競争により行うことが会計法上の原則であり、内外無差別、透明性、公平性を確保することが必要であり、公正な競争の下、質の高い、より低廉な情報システムを調達する観点から、一層の透明性、公平性の向上を図るため、入札制限を以下のとおり設定する。

なお、以下の入札制限以外の入札制限については、必要に応じて、各調達仕様書に記載する。

また、委託範囲に応じた制約条件を各調達仕様書に記載する。

##### ① 調達仕様書案の作成に直接関与した事業者等に対する入札制限

調達仕様書案の作成に直接関与した事業者及びその関連事業者（「財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）第8条に規定する親会社及び子会社、同一の親会社をもつ会社並びに委託先事業者等の緊密な利害関係を有する事業者をいう。以下同じ。）について、当該調達案件への入札に参加することはできない。

##### ② 番号制度推進管理補佐官、内閣官房CIO補佐官、本計画書に基づく調達に関与する政府CIO補佐官及びその支援スタッフ等の属する事業者等に対する入札制限

番号制度推進管理補佐官、内閣官房CIO補佐官、本計画書に基づく調達に関与する政府CIO補佐官（以下「補佐官等」という。）が現に属する又は過去2年間に属していた事業者及びその関連事業者については、透明性及び公平性を確保するため、補佐官等が妥当性確認等を行う調達案件（補佐官等が過去に行ったものを含む。）の入札に参加することができない。

また、補佐官等がその職を辞職した後に所属する事業者の所属部門（辞職後の期間が2年に満たない場合に限る。）についても、当該補佐官等が妥当性確認等を行った調達案件の入札に参加することができない。



#### 4. 妥当性証明

##### (1) 調達担当課室の長

確認者：内閣官房 社会保障改革担当室 室長 宮島 俊彦

##### (2) 番号制度推進管理補佐官

確認者：神成 淳司

確認者：楠 正憲

#### 5. 窓口連絡先

内閣官房 社会保障改革担当室

担当者の氏名 湊 賢治、秋田 弘

連絡先 東京都港区赤坂 1-9-13 三会堂ビル 8階

電話 03-6441-3479・3480

e-mail kiban.renkei@cas.go.jp

#### 6. 調達計画書の改定方針

以下に該当する場合は、調達計画書の内容を適宜改定する。

- ① 本調達計画書に記載される内容についてより詳細な情報が確定した場合
- ② 本調達計画書に記載される内容について適切な事由により変更が必要であると認められた場合